

一関市学校給食調理業務委託指名型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、一関市学校給食センター（以下「給食センター」という。）における学校給食調理業務について、指名型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

一関市学校給食調理業務委託

(2) 業務内容

別紙「一関市学校給食調理業務仕様書A・B」のとおり

(3) 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

(4) 履行場所

- A： ① 一関市西部学校給食センター
② 一関市西部第二学校給食センター
③ 一関市真滝学校給食センター
B： ① 一関市花泉学校給食センター
② 一関市大東学校給食センター
③ 一関市千厩学校給食センター

(5) 委託予算限度額（消費税相当額を含む3年間の総額）

A：548,132千円

B：561,947千円

3 スケジュール

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 参加意思表明書等提出 | 令和8年 9月 2日（水）午後5時 |
| (2) 参加資格確認結果通知 | 令和8年 9月 10日（木） |
| (3) 施設見学参加申込期限 | 令和8年 9月 16日（水）午後5時 |
| (4) 施設見学 | 令和8年 9月 18日（金） |
| (5) 質問書提出期限 | 令和8年 9月 30日（水）午後5時 |
| (6) 質問回答 | 令和8年 10月 9日（金）（予定） |
| (7) 企画提案書提出期限 | 令和8年 10月 23日（月）午後5時 |
| (8) プレゼンテーション | 令和8年 11月 6日（金）※時間は後日通知 |
| (9) 選定結果通知 | 令和8年 11月下旬 |

4 参加資格

本プロポーザルは指名型プロポーザル方式とし、参加できる事業者は、令和7・8年度一関市物品製造・役務の提供等資格者名簿に記載がある事業者のうち、「給食調理業務」に登録があり、次の要件を全て満たす者とする。ただし、参加申し込み等の手続き後に当該要件を満たさなくなった場合、または、いずれかに該当しないことが判明した場合は、本プロポーザルの参加を取り消す。

- (1) 学校給食共同調理場において、1日2,000食以上の業務受託実績を3年以上有し、か

つ、現在も該当する施設での調理業務を受託していること。

- (2) 学校給食調理において、食物アレルギー対応食(除去食または代替食)の調理実績を有すること。
- (3) 業務の円滑な遂行及び緊急時における迅速な対応体制の確保のため、東北地方に営業拠点等を有すること。
- (4) 令和5年4月1日以後に、学校給食調理業務において食品衛生法に基づく営業禁止または営業停止処分を受けていないこと。
- (5) 業務受託にあたり、製造物責任法に基づく損害賠償保険等に参加していること。
- (6) 学校給食業務代行保証((社)日本給食サービス協会)に参加するなど、業務履行困難となった場合の代行保障体制を有する者であること。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(契約締結能力を有しない者等)の規定に該当しない者であること。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (9) 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (10) 企画提案書の提出の日から契約候補者を決定するまでの間に、市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (11) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (12) 一関市暴力団排除条例(平成27年一関市条例第38号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 参加申込み等の手続き

(1) 申込み書類等の入手

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加意思表明書のほか、プロポーザルに関する資料、様式類は、一関市ホームページからダウンロードのうえ入手すること。

(2) 参加意思表明

指名を受けた事業者のうち、本プロポーザルへの参加を希望する場合は「参加意思表明書(様式1)」、「事業者概要書(様式2)」、「業務実績調書(様式3)」及び実績を確認できる書類の写しを、「13 担当(提出先)」へ郵送または持参により提出すること。また、郵送による場合は、配達状況を確認できる方法により提出すること。

なお、期限までに「参加意思表明書」の提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。

(3) 提出期限

令和8年9月2日(水) 午後5時

(4) 参加資格の確認

提出された参加意思表明書及び業務実績調書等の内容を審査し、本プロポーザルの参加資格要件を満たす事業者に対し、参加資格確認結果を通知する。

6 施設見学

本プロポーザルの参加資格を有する事業者を対象に、施設見学を実施する。

(1) 実施日時及び場所

令和8年9月18日（金）

9：30～ 西部学校給食センター （一関市萩荘字境ノ神 173）

10：00～ 西部第二学校給食センター （一関市萩荘字境ノ神 170-1）

11：00～ 真滝学校給食センター （一関市滝沢字水口 103-63）

13：00～ 花泉学校給食センター （一関市花泉町涌津字松子沢 21）

14：30～ 千厩学校給食センター （一関市千厩町千厩字上駒場 290-1）

15：30～ 大東学校給食センター （一関市大東町摺沢字上堺ノ沢 37-1）

(2) 申込方法

見学を希望する場合は、「施設見学参加申込書（様式4）」に参加者氏名を明記の上、電子メールにて申し込むこと。

(3) 申込期限

令和8年9月16日（水）午後5時

(4) 参加人員

各事業者2名以内とする。

7 質問の受付

(1) 質問書の提出

施設見学等を終え、企画提案にあたり質問がある場合は、「質問書（様式5）」に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。件名は「（事業者名）調理業務委託プロポーザル質問」とすること。電子メール以外（口頭、電話、ファックス等）による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和8年9月30日（水）午後5時

(3) 回答方法

質問及び回答の内容については、質問者名を伏せて参加意思表明書提出者全てに電子メールで送付する。

(4) 質問回答

令和8年10月9日（金）（予定）

8 企画提案書等の提出

企画提案書及び資料（以下「企画提案書等」という。）は、別紙「企画提案書等作成要領」に基づき作成し、期限までに提出すること。

企画提案書は、履行場所A、Bごとに作成することとし、A、B両方について提案する場合は、それぞれ提出すること。

提出の方法は、「13 担当（提出先）」へ郵送または持参により提出すること。また、郵送による場合は、配達状況を確認できる方法により提出すること。

(1) 提出書類

様式6 企画提案書（表紙）

様式7 同種業務実績

様式8 学校給食に取り組む基本的な考え方について

- 様式 9 業務の円滑な遂行について
- 様式 10 安全衛生管理体制について
- 様式 11 適切な調理員の配置について
- 様式 12 調理従事者に対する研修及び相談体制について
- 様式 13 見積書

(2) 提出期限

令和 8 年 10 月 23 日（金）午後 5 時

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 18 部

9 企画提案の審査

企画提案は、「一関市学校給食調理業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、参加資格を有する者による企画提案書類についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し審査を行う。

(1) 審査に係る基本的な考え方

リスク分散の観点から、A と B の受託者が別事業者となることを前提とする。

① 契約候補者の選定方法

各評価点を合算した総合評価点が最も高い事業者を契約候補者とする。A 及び B の両方に提案した事業者がいずれも最も高い評価となった場合には、A または B の選択権を与え、一方については、次点の事業者を受託候補者として選定する。

② 総合評価点の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき）の対応

総合評価点が最も高い者が 2 以上あるときは、審査委員会において合議のうえ契約候補者を決定する。

③ 最低基準

総合評価点の 6 割以上であることを最低基準とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

④ 選定不調等の場合の取扱い

A 又は B について、最低基準を満たす提案者がいないときは、契約候補者を選定しないものとする。この場合、市は、改めて事業者を指名の上、本要領に準じた手続きにより契約候補者を選定するものとする。

また、有効な企画提案を行った事業者の状況その他やむを得ない事情により、リスク分散の観点から別事業者による受託が困難であると審査委員会が認める場合は、同一の事業者を A 及び B の契約候補者として選定することができる。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

① 実施日

令和 8 年 11 月 6 日（金） ※時間は後日通知

② 会場

一関市役所本庁会議室棟 第 1 会議室

③ 審査時間

1 提案者プレゼンテーション 10 分以内、質疑 10 分（予定）

④ 出席者

3 名以内

⑤ その他

プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいて行うものとし、追加の提案及び資料は認めない。なお、当日は市がスクリーン及びプロジェクターを用意するので、必要に応じて提案者はパソコン等を用意すること。

(3) 評価基準

別紙評価基準表のとおり

(4) 辞退

参加意思表明書提出後、本プロポーザルを辞退する場合は、令和8年10月23日（金）までに、電子メールにより、辞退理由を記した参加辞退届（様式任意）を提出すること。

10 契約

(1) 受託者の決定

市は、選定した契約候補者と、企画提案内容及び仕様等について協議の上、受託者として決定する。ただし、契約候補者との協議が整わない場合や、プロポーザル後に失格要件に該当することとなった場合は、プロポーザル審査において次点とされた者と協議を行ったうえで、受託者を決定することができるものとする。

(2) 契約の締結

上記(1)で決定した受託者は、契約に必要な書類を揃え、市と協議の上、見積書を提出するものとし、市は当該見積書に基づき速やかに手続きを進めるものとする。

また、市は、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、業務を追加、変更、又は削除することができる。この場合、予算額上限を限度として、受託者と契約内容及び契約額等を調整できるものとする。

なお、市は契約締結後に、受託者の企画提案書の内容が受託業務の履行内容に反映されているか必要に応じて報告を求め、または調査し、必要な指導を行うものとする。

(3) 履行保証人

契約締結に当たっては、受託候補者は履行保証人を立てなければならない。

なお、履行保証人は、本市学校給食調理業務を受託する他の事業者とする予定であり、詳細は契約締結時に定める。

(4) 予算の確保

本委託期間は複数年度にわたることから、本業務に係る経費については、地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為として、予算を確保している。

(5) その他

受託者は、業務開始日から円滑に業務を遂行できるよう、業務開始までに必要な準備を行うものとする。

11 失格要件

次のいずれかに該当すると判明した場合は、その者を選定の対象から除外し、または契約候補者としての選定を取り消すものとする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。

(2) 提出期限までに企画提案書等が提出されなかったとき

(3) 企画提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(4) 不正な利益を図る目的で審査委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。

(5) 企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認めら

れるとき

- (6) その他、審査委員会が不適切と判断したとき。

12 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書等は返却しない。
- (3) 提案書の著作権は原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要であると認める場合は、これを無償で使用する事ができる。
- (4) 提案書等は、市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲において複製することができる。
- (5) 受託候補者以外の審査結果については公表しない。
- (6) 本プロポーザルへの参加者は、受託候補者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、又は錯誤等を理由として異議を申し立てることができないものとする。
- (7) 本プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容については提案内容を基本とするが、契約内容を確約するものではない。

13 担当（提出先）

一関市教育委員会事務局学校教育課保健係

〒029-3105 岩手県一関市花泉町涌津字一ノ町 29 番地

TEL 0191-82-2240 / FAX 0191-36-1668

E-mail gakkyo@city.ichinoseki.iwate.jp

(別紙)

評価基準表

評価項目	評価の視点	配点
業務実績 (様式 3)	・ 学校給食調理業務に関する受託実績が十分にあるか ・ 継続的かつ安定的な受託実績を有しているか	10
同種業務実績 (様式 7)	・ 本業務を確実に履行できる能力が認められるか ・ 事業者としての強みや特色が明確に示されているか	10
学校給食に取り組む 基本的な考え方 (様式 8)	・ 学校給食の意義や役割を十分に理解しているか ・ 安全・安心な給食の提供や食育に対する考え方が適切か	30
業務の円滑な遂行 (様式 9)	・ 業務実施体制が明確であり、円滑な業務遂行が可能か ・ 責任者及び従事者の役割分担が明確であるか。	30
安全管理体制 (様式 10)	・ 衛生管理及び安全管理に対する取組が適切か ・ 事故、災害等の緊急時における対応体制が整備されているか	30
適切な調理員の配置 (様式 11)	・ 業務量に応じた適切な人員配置となっているか ・ 安定した人員確保及び欠員対応が可能な体制となっているか	30
調理従事者に対する 研修及び相談体制 (様式 12)	・ 調理従事者に対する教育・研修体制が充実しているか ・ 従事者の相談支援や指導体制が適切に整備されているか	30
全般	・ 提案内容全体に実現性及び具体性があるか ・ 企画提案全体として整合性が図られているか	50
見積額 (様式 13)	・ 提案内容に対して妥当かつ適正な積算となっているか ・ 調理従事者の処遇及び人材確保に配慮した積算となっているか	80

※合計 300 点